

# 資料 1 新京都府総合計画（抜粋）

むすびあい、ともにひらく新世紀・京都

新京都府総合計画

KYOTO  
2010

# (5) 一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現

個人の尊厳と人権が尊重される社会を築いていくことは、人々が安心して暮らしていくとともに、個人の自己実現を図っていくための最も基本的な条件です。同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題に配慮し、人々が、人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できるように、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に取り組むなど、その実現に向けた取組を推進します。

## 現状と課題

### 府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現に向けて

これまでの各方面の努力にもかかわらず、依然として様々な人権問題が存在しています。

同和問題では、30年あまりにわたる同和対策事業の取組により物的な基盤整備が概ね完了するなど、着実な成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善されたものの、差別意識の解消、教育、就労、産業等の課題が存在し、また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに係る人権問題では、就職や結婚に際しての差別、いじめ、虐待、偏見などの人権課題が存在しています。また、インターネットなどを利用して、人権を侵害するような新たな問題も発生しています。

これらの課題の解決に向けて、あらゆる場を通じた人権教育の推進や様々な人権問題に配慮した施策に取り組んでいく必要があります。

府民の一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現に向けて、行政としてその条件整備に努め、府民一人ひとりとともにその実現に最大限努力していく必要があります。



## 府民と共にめざす目標

府民一人ひとりがお互いを認め合い、日常生活の中にしっかりと人権意識が根づいた、人に優しい京都府社会の実現をめざします。

# ア 人権意識を高めるための 人権教育・啓発の推進

1 / いきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくり  
(5) 一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現

人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、あらゆる場、機会を通じて人権意識の高揚のための人権教育・啓発の施策を推進します。

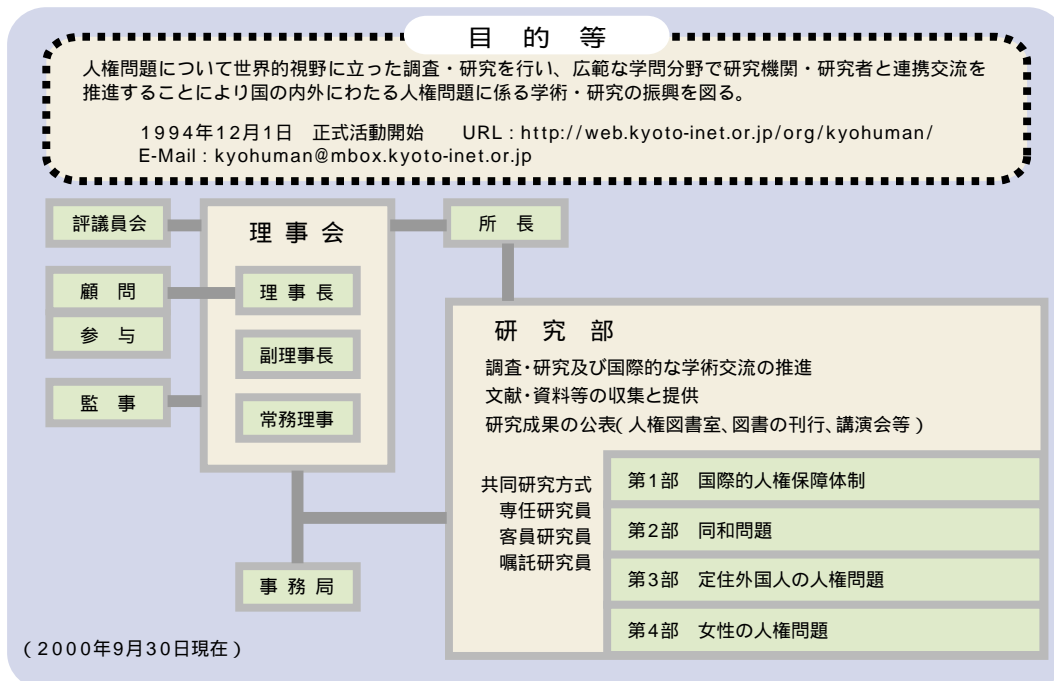
また、人権問題について広い視野と公正な立場に立った調査・研究を展開する(財)世界人権問題研究センターと連携し、調査・研究の成果を広く府民に還元します。

## 人権教育・啓発の推進

事業名(主体)	事業計画(内容)
「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の推進 (府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、企業・職場、地域社会、家庭などあらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進</li> <li>・教職員、医療関係者、マスメディア関係者など人権に特に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発施策の推進</li> </ul>
人権教育施策の推進 (府、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等への研修の充実</li> <li>・人権問題指導者の養成</li> <li>・参加型研修の積極的導入</li> <li>・発達段階に応じた教材の開発</li> </ul>
人権意識の高揚を図るための啓発の推進 (府、市町村、民間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権強調月間・人権週間等を中心に年間を通じた啓発活動の実施</li> <li>・市町村、京都人権啓発推進会議、京都人権啓発ネットワーク協議会などと連携した啓発活動の実施</li> <li>・新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した啓発活動の実施</li> <li>・参加・体験型の手法を取り入れた啓発活動の実施</li> </ul>
(財)世界人権問題研究センターの活動支援及び連携 (府、市町村、民間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行う(財)世界人権問題研究センターの活動支援</li> <li>・(財)世界人権問題研究センターの調査研究成果を活用し、府民へ還元</li> </ul>

\*人権教育のための国連10年京都府行動計画  
人権教育のための国連10年(1995年～2004年)の取組を京都府において進めるため、京都府が実施する人権教育・啓発の基本方針として1999(平成11)年3月に策定。あらゆる場・あらゆる機会を通じて、府民一人ひとりの日常生活にしっかりと人権意識が根づき、人を大切にする社会を築くことを目的とする。

### (財)世界人権問題研究センターの概要



(2000年9月30日現在)

資料:京都府企画環境部

# イ 人権の視点に配慮した 施策の推進

同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題に配慮した施策を進めます。

## 様々な人権問題に対する施策の推進

事業名(主体)

様々な人権問題に対する施策の推進

(国、府、市町村、民間)

事業計画(内容)

・同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者、犯罪被害者に対する人権問題など様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

### 【同和問題】

同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点に立ち、これまでの取組の成果や評価などを踏まえ、人権問題の重要な柱として、教育、就労、産業等における取組や、差別意識の解消に向けた取組の推進

### 【女性】

男女共同参画社会の実現に向け、政策・意思決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、家庭・地域・職場などあらゆる場における取組を推進  
また、女性に対する暴力の根絶をめざした取組を推進

### 【子ども】

子どもや青少年の意思が尊重され、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するための環境づくり、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、いじめや不登校、児童虐待等に対応した相談指導体制の一層の充実等を推進

### 【高齢者】

高齢者の社会参加に向けた取組を推進するとともに、たとえ寝たきりや痴呆等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう、介護サービスの基盤整備や介護保険の円滑な実施に努めるなど、総合的な高齢者対策を推進

### 【障害のある人】

障害のある人の「完全参加と平等」を実現できるよう、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備や雇用・就労の促進などに努めるとともに、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止など、障害のある人の諸権利の擁護に向けた取組を推進

### 【外国人】

府民一人ひとりが異なる文化や考え方を自然に受け入れ、相互に人権を尊重し合う「心の国際化」を進めるとともに、各種審議会等への参画機会の拡大を図り、その意見の反映に努めるなど「共に生きる」社会の実現に向けた取組を推進

### 【HIV感染者等】

エイズやハンセン病等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動等を総合的に推進

## 【犯罪被害者】

犯罪等による直接的な被害のほか、精神的被害や経済的被害などの様々な被害に対し、それぞれの分野で救済や支援を行う機関・団体等の有機的な連携を図ることにより、社会全体で被害者をサポートできる環境づくりの推進



人権啓発活動



人権啓発ポスター